金曜日

法

律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

名 御

御

令和三年四月三十日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第二十八号

改正する。 附則に次の一項を加える。 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

議長、副議長及び議員の歳費の月額は、国会法第三十五条の規定にかかわらず、令和三年十月三十

歳費月額に百分の八十を乗じて得た額とする。

この法律は、 令和三年五月一日から施行する。 日までの間は、

内閣総理大臣

菅

総務大臣

武田

良太 義偉

令

省

〇総務省令第五十一号

定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。 法律第八十一号)別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で を改正する法律(令和二年法律第五十号)の一部の施行に伴い、及び住民基本台帳法(昭和四十二年 金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令 令和三年四月三十日 する省令 住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正 総務大臣 (平成十四年総務

省令第十三号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定

令和 **3** 年 **4** 月 **30** 日

の傍線を付した部分のように改める。

第一条 17 法別表第一の十二の項の総務省令で定め 2 5 16 る事務は、次のとおりとする [一~三 略] (法別表第一の総務省令で定める事務) 略 改 後 17 第一条 2 16 同上 □〜三 同上 (法別表第一の総務省令で定める事務) 同上 同上 改 正 前

> についての審査 項の届出の受理又はその届出に係る事実 資金決済に関する法律第四十一条第四

五~九 略]

> 四 項の届出の受理又はその届出に係る事実 についての審査 資金決済に関する法律第四十一条第一

18 5 179

同上

の記載は注記である。

備考

表中の

法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和三年五月一日)から施この省令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する

○厚生労働省令第九十一号

正する省令を次のように定める。 条の二の二第三号並びに第五十九条の二の五第一項の規定に基づき、 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十九条の二第一項第六号及び第二項、 児童福祉法施行規則の一部を改 第五十九

令和三年四月三十日

厚生労働大臣

田 村

(傍線部分は改正部分)

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次の表のように改正する。

第四十九条の三 法第五十九条の二第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項 は、次に掲げるものとする。 一~十 (略) 一一~十 (略) 一項に規定する施設の設置者であった場 同(当該設置者が、法第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者であった場 合の当該命令に限る。当該命令を受けた ことがある場合には、その内容を含む。 第四十九条の五第十三号及び第四十九条の五第十五号において同じ。)	改正後
第四十九条の三 法第五十九条の二第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項 に、次に掲げるものとする。 (新設)	改正前

第四十九条の四 法第五十九条の二第二項に 条第一項第一号から第三号まで及び第五号 規定する厚生労働省令で定める事項は、同 に掲げる事項とする。

第四十九条の五 法第五十九条の二の二第三 号に規定する厚生労働省令で定める事項 は、次に掲げるものとする。 一 ~ 十 二 (略)

第四十九条の五 法第五十九条の二の二第三

並びに前条第十一号に掲げる事項とする。 条第一項第一号から第三号まで及び第五号 規定する厚生労働省令で定める事項は、同

号に規定する厚生労働省令で定める事項

は、次に掲げるものとする。

略)

第四十九条の四 法第五十九条の二第二項に

別五十九条第五項の命令を受けたか否かの

施設の設置者について、過去に法第

官

○財務省告示第十号

附

則

令和三年四月三十日

第四十九条の七 法第五十九条の二の五第一 事項を都道府県知事の定める日までに提出 項の規定による報告は、次の各号に掲げる することにより行うものとする。 ~ 十 四 (略)

十| 六| 別| 略

五十九条第五項の命令を受けたか否かの 施設の設置者について、 過去に法第

> 第四十九条の七 法第五十九条の二の五第一 事項を都道府県知事の定める日までに提出 項の規定による報告は、次の各号に掲げる することにより行うものとする

(新設) 十四四

> 認められた病院又は診療所において実施す えているものとして厚生労働大臣に個別に

> 認められた病院又は診療所において実施す えているものとして厚生労働大臣に個別に

先進医療を適切に実施できる体制を整

る先進医療

一~七十

(新設)

先進医療を適切に実施できる体制を整

改

Œ

後

改

る先進医療

~七十

略)

五 略

○財務省告示第九号

この省令は、 令和三年 五月一日から施行する。

告 示

づき、 める件(平成五年太蔵省告示第三号)の一部を次のように改正し、 沖縄振興開発金融公庫法施行令(昭和四十七年政令第百八十六号)第三条第三項第二号の規定に基 令和三年四月三十日 沖縄振興開発金融公庫法施行令第三条第三項第二号の規定に基づく主務大臣の定めるものを定 公布の日から施行する。 内閣総理大臣 菅 太 義郎 偉

財務大臣 麻生

第八号中「一般社団法人日本海員掖済会」を「公益社団法人日本海員掖済会」に改める。

内閣総理大臣 菅 太郎

財務大臣

麻生

号 の一部を次のように改正し、 令和三年四月三十日 公布の日から施行する。

四十七年政令第百八十六号)第一条の三第一項第五号の災害を指定する件(令和三年内閣府告示第 沖縄振興開発金融公庫法施行規則第二条第二号の規定に基づく沖縄振興開発金融公庫法施行令(昭和

沖縄振興開発金融公庫法施行規則(昭和四十七年、大蔵省令第一号)第二条第二号の規定に基づき、

19の次に次のように加える。

20 令和三年新潟県糸魚川市における地滑りによる災害

令和三年島根県松江市における大規模火災による災害

○厚生労働省告示第百八十六号

から適用する。 基準(平成二十年厚生労働省告示第百二十九号)の一部を次の表のように改正し、令和三年五月一日 十五号)第一条第一号の規定に基づき、 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成十八年厚生労働省告示第四百九 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設

厚生労働大臣 田村 憲久

令和三年四月三十日

農林水産大臣

野上浩太郎

〇農林水産省告示第七百一号

放射線治療を行っていないものに限る。

又は悪性黒色腫であって、

化学療法又は

ん、乳がん、卵巣がん若しくは子宮がん

進行再発固形がん(食道がん、胃が 大腸がん、膵がん、胆道がん、肺が

マルチプレックス遺伝子パネル検

の指定をする。 一十五条第一項の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 次のように保安林

令和三年四月三十日

分に限る。) 高久甲字愛宕前五二二六の五(次の図に示す部 保安林の所在場所 栃木県那須郡那須町大字 農林水産大臣 野上浩太郎

指定の目的 土砂の崩壊の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法 主伐は、択伐による。

主伐として伐採をすることができる立木

ものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 る。) 山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供す

の図面及び関係書類を栃木県庁及び那須町役場に (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 及び樹種 次のとおりとする 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 そ

〇農林水産省告示第七百二号

備え置いて縦覧に供する。)

二十五条第一項の規定により、 の指定をする。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 次のように保安林

> 字倉馬様一七四五の一、 保安林の所在場所 岡山県新見市大佐上刑部 一七四五の

指定の目的 水源の涵養 指定施業要件

立木の伐採の方法

ものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木 主伐に係る伐採種は、定めない。

二 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡 及び樹種 次のとおりとする 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

〇農林水産省告示第七百三号

の指定をする。 二十五条第一項の規定により、 十五条第一項の規定により、次のように保安林森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

令和三年四月三十日

竹字神ノフローーーの一 保安林の所在場所 農林水産大臣 野上浩太郎 岡山県高梁市川上町上大

指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

□ 立木の伐採の方法 次の森林については、 主伐は、 択伐によ

分に限る。) 字神ノフローーー の — (次の図に示す部

(傍線部分は改正部分)